

我孫子市公告第 9 4 号

我孫子市消防本部公用車売払い公告

公用車（消防車）を一般競争入札により売払いするので、次のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 9 日

我孫子市長 星野 順一郎

1 売払物件及び予定価格

車名・形状	初年度登録	走行距離	予定価格	入札保証金
日産 消防車	平成 2 0 年 2 月	4, 969km	300, 000 円	30, 000 円
日産 消防車	平成 2 2 年 2 月	3, 998km	300, 000 円	30, 000 円
日産 消防車	平成 2 2 年 2 月	4, 779km	300, 000 円	30, 000 円
ボートトレーラー	令和 1 年 1 1 月	－	200, 000 円	20, 000 円

2 売却日程

(1) 入札参加申込期間

令和 8 年 9 月 9 日（水） 1 3 時 0 0 分から令和 8 年 9 月 2 9 日（火） 1 4 時 0 0 分まで

(2) 入札期間

令和 8 年 1 0 月 1 3 日（火） 1 3 時 0 0 分から令和 8 年 1 0 月 2 1 日（火） 1 3 時 0 0 分まで

(3) 入札確定日

令和 8 年 1 0 月 2 2 日（木） 1 7 時 0 0 分

3 入札物件の公開

入札物件の下見を希望する場合は、以下の問い合わせ先に電話に事前にご連絡ください。

(1) 問合せ先 我孫子市消防本部警防課 TEL 0 4－7 1 8 1－7 7 0 1

(2) その他

ア 現況確認に参加しなくても入札には参加できますが、この場合、すべて了知されているものとみなします。

イ 電話による入札車両に関する質問は受付いたしません。

4 公有財産売却の参加条件など

(1) 公有財産売却の参加条件

以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4に該当すると認められる方

（参考：地方自治法施行令）

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造その他役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

イ 日本語を完全に理解できない方

ウ 日本国内に住所、連絡先がない方（参加条件として、日本国内の住所及び連絡先のいずれも必要です。）

- エ 我孫子市インターネット公有財産売却ガイドライン及びK S I 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方
- オ 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方
- カ 公告日から入札執行日までの間において、我孫子市から入札参加資格停止又は入札参加資格除外を受けている方
- キ 我孫子市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に規定する排除措置要件に該当する方

(2) 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- ア 公有財産売却は、地方自治法などの規定にのっとって我孫子市が執行する一般競争入札手続きの一部です。
- イ 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当すると見なされ、一定期間我孫子市の実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。
- ウ 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。
クレジットカード納付の方法を採るため、落札者とならなかった場合には、引き落とされないか、一旦引き落とした後クレジットカード会社を通じて返還されます。
入札保証金は、契約書を取り交わす・しないに関わらず契約保証金に充当します。なお、契約保証金は売払代金に充当します。
- エ 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます）上の公有財産売却の物件詳細画面や我孫子市において閲覧に供されている一般競争入札の公告などを確認し、物件の閲覧（市が下見会を開く案件があります。）などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。
- オ 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。
- カ 公有財産売却においては、特定の物件（売却区分）の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

5 公有財産売却の参加申し込み及び入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申し込み（本申し込み）と入札保証金の納付が必

要です。公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が確認できたログインIDでのみ入札できます。

(1) 公有財産売却の参加申し込みについて

売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、登記事項証明書に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

ア 法人で公有財産売却の参加申し込みする場合は、法人代表者名でログインIDを取得する必要があります。もしくは、個人による代理入札で参加する必要があります。

イ 代理入札の場合は、入札する受任者の情報とあわせて委任者の情報の登録も必要です。

ウ 代理入札による申し込みの場合は、仮申し込みのほか、定められた期限までに我孫子市へ委任状等を提出する必要があります。委任状等の提出が間に合わない場合、参加申し込みは本申し込みとならず入札に参加できません。

(2) 入札保証金の納付について

ア 入札保証金とは

地方自治法施行令第167条の7で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、我孫子市が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低落札価格）の100分の10以上の金額を定めます。

イ 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。納付方法は次の（ア）のとおりです。

※ 入札保証金には利息を付しません。

※ 原則として、入札開始 2 開庁日前までに我孫子市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

(ア) クレジットカードによる納付

クレジットカードで入札保証金を納付する場合は、売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付及び返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSBペイメントサービス株式会社に委託することを

承諾します。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報をＳＢペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

※ ＶＩＳＡ、マスターカード、ＪＣＢ、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。（各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります。）

※ 法人で公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

ウ 入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに我孫子市の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。

エ 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者の場合、地方自治法施行令第１６７条の１６に定める契約保証金に全額充当します。

オ 入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

6 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

（１） 公有財産売却への入札

ア 入札

入札保証金の納付が完了したログインIDでのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

イ 入札をなかったものとする取り扱い

我孫子市は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うこととします。

(2) 落札者の決定

ア 落札者の決定

入札期間終了後、我孫子市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなします。

落札者は、その権利を他者へ譲渡することはできません。

(ア) 落札者の告知

落札者のログインIDに紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

(イ) 我孫子市から落札者への連絡

落札者には、我孫子市から入札終了後、あらかじめログインIDで認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

※ 我孫子市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、執行機関が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、落札者決定を取り消すとともに、入札保証金を没収し、返還しません。

イ 落札者決定の取り消し

前述のほか、入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還しません。

(3) 売却の決定

ア 落札者に対する売却の決定

我孫子市は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。

契約の際には我孫子市より契約書（契約書を作成する場合に限る）を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、次の書類を添付して我孫子市に直接持参または郵送してください。

(ア) 必要な書類

【個人の場合】

- a 官公庁が発行する身分証明書 ※マイナンバーの記載がないものに限る。
- b 印鑑登録証明書 ※発行日から3ヶ月以内のものであること。
- c その他、物件によっては権利移転に必要な書類

【法人の場合】

- a 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ※発行日から3ヶ月以内のものであること。
- b 印鑑証明書 ※発行日から3ヶ月以内のものであること。
- c その他、物件によっては権利移転に必要な書類

(イ) 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

(ウ) 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

イ 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったとき及び落札者が公有財産売却の参加仮申し込みの時点で公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

(4) 売払代金の残金の納付

ア 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

イ 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金を一括で納付してください。

契約を締結し、売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。

売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

ウ 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は次の方法で納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに我孫子市が納付を確認できることが必要です。

(ア) 我孫子市が用意する納付書による納付

(イ) 我孫子市の指定する口座へ銀行振込

7 公有財産売却の財産の権利移転及び引き渡しについて

(1) 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、契約を締結し、売払代金の残金が納付されたときに権利移転します。契約書を作成しない場合は、落札した時点で契約を締結したとみなし、売払代金の残金が納付されたときに権利移転します。

(2) 権利移転の手続きについて

登録が必要な物件である場合には、売払代金の残金納付確認後、落札者に対して権利移転の手続きに必要な書類を市より提供します。権利移転手続きは落札者が行うものとし、権利移転手続き完了を証する書面を市に提出してください。必要な経費は落札者の負担とします。

(3) 注意事項

ア 落札後、契約を締結（契約書作成省略の場合は、落札）した時点で、公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など我孫子市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

なお、契約を締結し、売払代金の残金が納付された時点で所有権は落札者に移転します。

イ 公有財産売却の財産・物品引渡しに係るゴミなどの撤去などは、すべて落札者自身で行ってください。

ウ 落札物件が動産の場合、原則として契約締結後 90 日以内に引取りを完了

しない場合には、売払契約は当然解除されたものとします。

(4) 引き渡し及び権利移転に伴う費用について

ア 公有財産売却の財産引渡しは、契約締結（契約書作成省略の場合は、落札）時の現状有姿で行います。

イ 物件の隠れた瑕疵について、原則として我孫子市は担保責任を負いません。

ウ 登録が必要な物件である場合には、権利移転手続き完了を証する書面が市に提出された後に引渡しを行うものとします。権利移転手続きに必要な経費は落札者の負担とします。

エ 自動車の場合、自動車取得税及び自動車税は落札者が自ら申告、納付してください。仮ナンバープレートの取得や搬送が必要な場合は、落札者において事前に準備し、費用負担してください。